

事関係も公共下水道の普及の途上で、配水管の管種がえが既に相当進んでいるということなどが、料金格差の理由と思う。この点については、東京都にもすっかりした答えができるよう問い合わせていきたいとの答弁がありました。委員より、今の説明では市民にはわかりにくい。そういう素朴な質問にはそれなりに答えられるように研究をしておいてもらいたいとの要望がありました。

委員より、検針事務委託について、他市の状況はどうか。また、福生市は今どういう方法をとっているのかとの質疑に、理事者より福生市は全面委託であり、二十五市町の中では全面委託しているところが十四市町、一部委託が九市、直営が二市である。受託水道事業は東京都としては、なるべく市町で節約してほしいという要望があり、全面委託という方向で進んでいる。市としても、職員でということになっても、東京都の了解がないとできないし、現在の委託で問題がないと思うとの答弁がありました。

委員より、配水管敷設工事の際の舗装復旧は、雨水が地下浸透していくような舗装を歩道に施せないかという質疑に、理事者よりそういう方向が好ましいと思うが、舗装構成が若干厚くなるし、経費の面でも少し多くなるので、道路管理者と事業者である東京都と協議をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員よりおいしい水を飲むような工夫をぜひしてほしいが、対策はあるのかとの質疑に、理事者より東京都の方では、安全でおいしい水の供給ということで、浄水場の処理方式を高度処理方式で進めていく計画があり、またできるだけ原水の取水を確保していきたいとの答弁がありました。

委員より、給水管についてはどこまでが個人の所有かとの質疑に、理事者より公道内の配水小管は事業者の施設、それから取り出している給水装置と呼ばれる部分は家屋の所有者なり権利者の所有物である。また、量水器のボックスは個人の所有物であるので、破損等の費用は個人負担となるとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十七 議案第三十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第三十五号 市道路線の認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件については、審査に先立ち現地視察を行い、その後、理事者の説明を受け質疑に入りました。委員より、一二六七号線は、かなり曲がりくねっているが、真っすぐにできるような可能性はあるのかどうかとの質疑に、理事者より、二メートル買い増す時点で協力をお願いし、調整をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員より二メートル買収して六メートル道路にするという話は可能性のあるのかどうかとの質疑に、理事者より現時点では、まず可能であると思っ

ところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十八 陳情第二十五号 高齢者福祉事業改善についての陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十五号について審査報告を申し上げます。

なお、お手元の陳情審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情書は、平成二年十二月七日、当委員会に付託をされ、継続審査となっていたものでございまして、前回に引き続き、意見を求めたところ、委員より、この陳情項目を考慮したとき、果たして福生の財政が許せるかどうか疑問であり、不採択とされたいとの意見がありました。

また、他の委員より、日本の経済をつくり上げてきた高齢者の暮らしを考えると、この陳情事項はもっともだと思うが、今すぐできないものもあるが、できるものもあるので、採択されたいとの意見もございました。

また別の委員より、この陳情項目を満たすことは、財政等から無理があることはわかるが、人間が協力し合いながら生活していくという点から、検討の余地がたあるので、継続とされたいとの意見がございました。

そこでまず、継続することについてお諮りをいたしましたところ賛成少数で否決をされ、続いて、本陳情書を採択することについてお諮りをいたしましたところ、賛成少数で本陳情書は不採択と決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員長報告のとおり決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、陳情第二十五号 高齢者福祉事業改善についての陳情書につきまして、市民クラブを代表し反対討論を行いたいと思います。

この陳情書は、平成二年十二月定例会に当福生市議会に提出され、二度の委員会で審査されたのであり

ます。内容は多岐多様にわたり九項目に及んでおります。表題の示すごとく高齢者福祉事業改善について、特に幾つかの項目、例えば福生市で支給する敬老見舞い金、白内障眼内レンズ補助金制度、寝たきり老人おむつ支給制度等に関しましては、最大限の努力をしているところであり、その他の幾つかの項目については、一般質問等で理事者に質疑、要望が行われたものもありますが、高齢者福祉行政の改善の前進を目指して、市民クラブの要望等が反映され、多くの事業が可能な範囲で執行されているのであります。

かかるゆえに、福生市の行う諸事業はすべて各分野にわたり市民の各界、各層の行政ニーズにこたえるべく執行されなければならず、特定の巨額を必要とする本陳情書の第六項に述べられている趣旨は、高齢者用低家賃の市営住宅を大量に、しかも今すぐに建設すべき旨の内容であります。（「いいことだ」と呼ぶ者あり）陳情者の主張するこの内容は、我が福生市の行政状況を把握した上でのものとは、到底認識することが難しく、審議過程において、賛成とする委員の発言から、この項に関する限り、厳しい福生市の財政運営を審議する議会側の予算決算全般の中で行われるすべての状況判断から、この要望を直ちに満たすことの無理なことは承知しているはずであります。およそ、自治体が行うすべての事業は、予算の裏づけが必要であり、その年度の予算については、議会側としても特別委員会を設置して慎重審議しており、また、緊急を要する補正予算についても、補正審議を踏まえて、議会の同意のもとに事業が行われており、福祉事業を含め、また単年度のみならず長期展望に基づく実施計画が広く発表され、すべての事業が歳入を基調として編成されていることは、御案内のとおりであります。

また、議会政治が市民に夢と希望を与える場として機能すべきであるが、やはり、その基幹とするところは、市民に対する責任であり、調和のとれた市民要望の行政全般にわたる事業遂行の過程の中で、議員として、市民に対する責任上、破綻を来すような陳情内容を容認すべきではないとの認識を主張するものであります。（「陳情で破綻するのかよ。それは市長に失礼だぞ」と呼ぶ者あり）

このことは、議会に対するもろもろの陳情権を否定するものではなく、ましてや本陳情内容に賛同する議員は、一般質問で理事者に対して行う場を与えられており、また、請願の形で議会に対しても主張できるはずであります。

付言するならば、審査を担当する厚生委員として、陳情者に対し、また市民に対し、意思決定の過程において、時には「ノー」ということが必要であります。まして、我々議員の任期最後となる委員会審査結果によつては、次に選ばれてくる議会人に対し、責任を持つことが要求されることを痛感し、本陳情書の継続、または部分採択を行わず、みずからの政治責任において採択することに反対するものであり、このことを強く主張して、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

（「一人の男の見解でみんなが恥ずかしい思いをするいい例だ」と呼ぶ者あり）

○十二番（原 敏子君） 陳情第二十五号 高齢者福祉事業改善についての陳情書につきまして、日本共産党議員団を代表して、賛成討論をいたします。この陳情は、厚生委員会では不採択とされたものです。私は、高齢者の皆さんの切実な願いであり、また要求でありますこの陳情を、ぜひともこの本会議で採択をしていただきたいと賛成討論をいたします。

本陳情は、陳情書の趣旨に詳しく書かれておりますように、高齢者の皆さんが本当に幸せな生活を送るために、高齢者の福祉事業を改善してほしいというものです。高齢者の皆さん方は、戦争をくぐり抜け働きバチのように働き続けて、今の日本を世界第二位の経済大国に築き上げてきた人たちです。こういう高齢者の皆さんが、老後を安心して豊かに暮らせるように、生きがいをもって日々を過ごせるようにと、切なる思いを込めて、この陳情を出されたのです。

陳情事項の第一は、市で支給する敬老祝い金は六十五歳以上のすべての市民に対して一万円に増額してくださいというものです。その二、シルバーパスの支給は六十五歳以上とし、市が関連する催し物を無料とし、JR、私鉄などの割引を実現してください。三つ目には、高齢者に適した仕事を開発し、地域最低賃金以上の賃金を保障してください。四つ目は、老人性白内障の眼内レンズを健康保険の適用とするように、厚生省に要請してください。五つ目は、高齢者用低家賃の市営住宅を大量に、すぐに建設をしてください。また、持ち家の高齢者向けの改造には、市で補助をしてください。六つ目には、高齢者には入院見

舞い金を支給してください。七つ目、高齢者世帯ひとり暮らしの老人に対する給食サービス、安全確認の体制を公営事業として充実してください。八つ目、家庭療養の寝たきり老人の世話をする公的ヘルパーを増員し、家庭の介護者への手当を増額してください。九つ目、六十五歳以上の老人の医療費が無料になるように努力をしてくださいというものであります。

これらの陳情事項の九つ目につきましては、今お聞きのとおり、今すぐできるものから、一定の時間のかかる項目もあります。厚生委員会におきましての審議中、この陳情に反対の委員の意見は、陳情という民主主義の日本の中で何でも出せば通るのだという権力の乱用という中で、この陳情者は何を考えているのかという意見がありました。また、この陳情事項の四の白内障を除いて、その他について、福生市の財政が許せるかどうか。陳情者は福生市の財政事情を知っているのかどうか疑問であるという発言がありました。また、陳情事項の五の高齢者用住宅の建設を、今すぐ建設を。どこへどういうふうにつくるのかということ考えた場合に、この陳情は、不採択であると、このような意見がありました。

皆さん、私は市民の皆さん方から出されるさまざまな陳情や請願に対して、市民の代表である市議会議員が、その陳情などを市長や理事者の皆さんの立場に立って、できそうだから採択をするとか、難しそうだから不採択だということでは、陳情や請願書という意味がなくなってしまうと考えています。私は、本陳情につきまして、反対者の意見のように福生市の財政が許せるかどうかで判断するのではなくて、陳情者である全日本年金者組合の皆さんの生活実態の中から出されましたこれらの願いをかなえていただきたいと、心から願うものです。

また、私は福生市の財政状況を見ましても、本陳情事項のうち、今すぐにもできるものがあると考えています。そして、私は陳情書など審議するに当たって、その陳情書の内容よりも陳情者や団体名で採択をするとか不採択にするとか、継続にするとかということにはあってはならないことだと考えます。

本陳情につきましては、高齢者の皆さんの福祉事業の改善をしてほしいというものです。繰り返し申し上げますが、高齢者の皆さんの福祉の現状からも、また年金額の状況からも、高齢者の皆さんのこれらの陳情事項はもっともだと考えます。これまで社会に貢献されてこられた高齢者の皆さんに、豊かな老後を

過ごしていただくことは、私たちの務めではないでしょうか。高齢者の皆さんが生きがいを持って幸せに暮らせるために、高齢者の皆さんの切実な願いであり要求であります本陳情をぜひ採択していただきますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（仲村清信君）

以上で討論を終わります。

これより陳情第二十五号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本件は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第二十五号は、委員長長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君）

暫時休憩いたします。

午後二時

八分 休憩

午後二時二十八分 開議

○議長（仲村清信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（仲村清信君）

この際、動議の申し出がありましたので、これを許します。

○十一番（松山 清君）

この際、動議を提出いたします。

先ほど指田議員さんの討論の発言中、後段の部分に歴史的事実の誤認、また独断等もあります。私は少なくとも後段の「アメリカによるところ大であります。」その後から「以上いろいろ申し上げました。」その前までの部分については、取り消しの措置をされるようお願いいたしますものであります。

○議長（仲村清信君）

ただいま、十一番松山 清君から発言取り消しの動議が提出されましたが、動議成

立には所定の賛成者が必要でありますので、本動議提出に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって本動議は否決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第二十九 陳情第三一―一号 市営斎場建設に関する陳情書を議題といたします。本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、陳情第三一―一号に対する厚生委員会の審査報告を申し上げます。

なお、陳情審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

この陳情書について意見を求めましたところ、委員より、この陳情の市営斎場については、我が会派の市民クラブでも長年要望してきたものであり、現在住んでいる方々で庭も狭く、また葬儀には高額な金もかかるので、市営斎場の建設には賛成であり、採択されたいとの発言がございました。

また別の委員より、現在、アパート住まいの方も多く町会の会館を葬儀に使用したいとの要望もあり、また、我が市民クラブで要望が出してあるので、ぜひ採択をされたいとの意見がございました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定をした次第でございます。何とぞ、当委員長報告のとおり採択されますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第三一―一号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって陳情第三一―一号は、委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第三十 陳情第三一―二号 青梅線以東への消防団設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、陳情第三一―二号について厚生委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の陳情審査報告書の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

各委員の意見を求めましたところ、委員より青梅線以東にはほとんど消防施設がなく、緊急災害時に青梅線の踏切で止まった場合は、初期消火がおくれるということも考えられるので、昭和六十二年に我が会派の議員からも一般質問で提起をされ、市民クラブとしても毎年強く要望してきたことでもあるので、採択されたいとの意見がございました。

また他の委員より、青梅線以東には消防施設がなく、市民クラブとしても要望していることなので、採

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第三一六号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、新学習指導要領は教育課程審議会において、多くの委員が大いに議論して、時代の流れの中で、教育のあり方をとらえていくように作成されたものと思うし、日の丸についても国旗として世界の人に認められている。日本人として誇りを持って成長願いたいことから不採択をされたいとの意見がありました。

また委員より、本当にこの新指導要領でいいのか議論して考えていく必要がある。ややもすると、日の丸、君が代論争になってしまったが、これは選択制や教室、教員数、学科の関係等、中身の問題についてきちんと見直すよう意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

また委員により、学校は本来棄しなくてはならないが、そのような状況になっていない。それが、この新学習指導要領でさらに推し進められようとしており、子供の立場に立つならば、本陳情は採択すべきであるとの意見がありました。

また委員より、学校をよくし子供のためになる教育をするために新学習指導要領はできたものと思う。また、子供に正しい国旗・国歌の意味を教えていくのが自然の姿であり採択できないとの意見がありました。

その後、起立によって採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十四番赤星行人君。

(十四番 赤星行人君登壇)

○十四番(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、陳情第三一六号について、市民クラブを代表いたしまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

御案内のように、間もなく二十一世紀を迎えようとしております。そして、ますます進展する国際化、情報化社会に向かって、平成元年に学習指導要領が改定され、新学習指導要領が告示されました。新学習指導要領の改定に当たっては、教育課程審議会において子供たちの実態を踏まえ、真剣に論議し新しい時代に即応できる子供たちを育てていくことが改定の大きな柱であり、小学校については平成四年度から、中学校については平成五年度から全面的に実施されることになっております。しかし、教科書の改定に伴い、道徳と特別活動については、既に平成二年度から実施されております。

一例を挙げれば、国旗・国歌の扱いについては、平成二年の入学式から実施されております。本陳情において、日の丸・君が代を子供に押しつけることをやめ、憲法、教育基本法に基づいた教育を進めることと期待されていますが、私は国旗・国歌については、憲法、教育基本法等々、関係法令に基づいて告示された学習指導要領に従って実施するものであり、学校現場においては児童・生徒に対し、国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、すべての国旗・国歌に対し等しく敬愛を表する観点から、国旗・国歌を正しく認識させる必要があると考え、本陳情採択について反対の意見を申し上げます。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番（松山 清君） 陳情第三十六号 「新学習指導要領の撤回を求める意見書」提出についての陳情書について、賛成の討論を行います。

この陳情と同趣旨の陳情がちょうど一年前の昨年三月議会で提出され、市民クラブの多数によって不採択とされました。このときにも、新学習指導要領についての問題点を述べてきましたが、事の重大性がいまだよくわかりにならないようであります。新学習指導要領は、何よりも子供の学校嫌い、落ちこぼれをさらにふやすということになるものであります。子供たちが心身ともに健康で人にはやさしく親切であってほしいと願わない父母や教職員はありません。しかし、今、子供たちの心は大きくむしばまれています。

かつて、新聞で都内の公立小・中学生の登校拒否、過去最高の五千人、その直接の原因は、学業不振が第一と報じられました。これは、文部省が長年にわたってわずかの時間でたくさんの方を教えようとしたら、「できる子」「できない子」をより分ける教育を推し進めてきた結果であることは明らかです。どの子も大きく伸びる力を持っており、発達を保障される権利を持っています。ところが、文部省は小学一年生から「できる子」と「できない子」をより分けて、意図的に落ちこぼれをつくらうとしております。中学校では、個性に応じたという名目で選択教科制がとられ、高校受験のためにごくわずかなでできる子は難しいことを、普通の子はほどほどにという教育が、今、非常に進められようとしております。さらに、指導要領の中から「学習のおくれがちな児童に配慮し、児童に則した適切な指導を」という言葉が削られました。このままでは子供たちの発達のゆがみや登校拒否、不登校はますますふえることになってしまふのではないのでしょうか。また、新学習指導要領は、偏った考えを子供たちに押しつける偏向教育を進めるものであります。

憲法、教育基本法は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を教育の目的とし、子供たちの持っている可能性を最大限に引き出し、豊かな発達を保障することを、私たち大人に求めています。

しかし、新学習指導要領は、日露戦争で軍神と奉られた東郷平八郎を小学校の歴史で必ず教えるべき人

物の一人として取り上げ、反戦詩「君死にたまふことなかれ」と歌った与謝野晶子はずされていゝなどしております。また、日の丸・君が代の押しつけと天皇への敬愛が定められ、個人より国、日本は日清、日露の戦争に勝ったから先進国になったなどというところでもない考え方を子供たちに植えつけようとするものであります。

今、こうした新学習指導要領の白紙撤回を求める声が出てくるのは当然であります。陳情事項の一、二、三、四とも当然のことが記されていると、皆さん思いになりませんか。陳情事項の一では、小学校低学年からの詰め込み教育、中学校での「できる子」「できない子」のクラス分け・コース分けなどの差別教育の強化や云々と書かれており、こうしたものをぜひよく読んでいただきたいと思います。

本陳情に反対だなどという方は、子供の立場に立って一度、教育を考えてみていただきたいと思います。もう自分の子供の義務教育は終わったというような方が多数を占めているようですけれども、自分のお孫さんや地域の子供たちの顔を思い浮かべてみていただきたいと思います。その子供たちが最大の被害者になるうとしているのであります。その子供たちを守るのが、私たち大人の共通した役目ではないでしょうか。

このことを心から申し上げまして、私の賛成の討論といたすものであります。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第三十六号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本件は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第三十六号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程といたしました議案第三十八号を先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第三十八号を先議することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君）

追加日程第一 議案第三十八号 市道田園二八号線外二路線改良工事（五日市線熊川、東秋留間一K三七六M付近立体交差工事）委託契約の変更を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第三十八号 市道田園二八号線外二路線改良工事（五日市線熊川、東秋留間一K三七六M付近立体交差工事）委託契約の変更につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

本件に関しましては、皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけいたし、まことに申しわけなく深くおわびを申し上げますとともに、いろいろと御高配を賜りまして感謝を申し上げます。

本件は、平成元年九月議会におきまして御同意をいただき、平成元年度及び平成二年度工事として、東日本旅客鉄道株式会社に事業委託してきたところでございますが、このたび建設資材の増、使用機械の機種変更及び工種の増等による契約金額の変更並びに工期の延長の申し出があり、市といたしましても、東日本旅客鉄道株式会社及び防衛施設局と再三にわたり協議してまいりましたが、事情やむを得ないと認められましたので、既に御同意いただきました契約金額四億三千七百四十八万九千円に一億二千四百四十四万二千元——うち消費税分は三百五十一万八千円でございますが——を追加し、契約金額五億六千六百九十三万一千円に変更し、また工期につきましては、平成三年十二月二十七日までとさせていただきます。
以上、はなはだ雑駁な説明ではございますが、よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御同意賜りますものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明ではございますが、よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御同意賜りますものでございます。

すようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○十三番（遠藤洋一君）

大したことではないのですけれども、今、契約の金額がここで五億六千六百九十三万一千円というふうになって、実際には今の部長の説明でも一億二千四百万円余り金額が変わってきたわけで、その説明の中には三つぐらい挙げました。材料の問題、工法の問題、機械の問題かな、これは、僕はつまりこの手のことは、要するに、言ってきたらしようがないということがあるかもしれないけれども、どこがどういうふうに変わってこの金額になったという一覧でも出していただけませんか。できれば、議長にお願いをして、皆さん御同意いただければ、この金額の変更についての変更のつまりAからBに変更したという形での単価その他が、多分わかっていらっしやると思うのです。

この時期、こういうときに来ていきなり変更なんだと。このまま払えという話で、このままのむのも業腹な話でして、そういうことがきちんとわかるならば、わかった上で納得したいんです。[もしも、そういう資料が、皆さんがよろしいとおっしゃれば出していただきたい。そうでなければ、ぜひ説明願いたいと思います。]

○議長（仲村清信君）

暫時休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

午後二時五十七分 開議

○議長（仲村清信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（「」内
発言の
訂正発言

○十三番（遠藤洋一君） もしも工法その他のことで大変膨大なことで変更になってきたというならば、私の方の趣旨は、先ほどの部長の三項目だけの説明では納得しがたいというところですから、もしも担当の方で口頭で説明していただければそれでも結構ですし、その上で、全議員に見やすい表があるようでしたら後でもよろしいですから、配付していただきたいというふうに訂正をしたいのですけれども、いかがで

しょうか。もしよろしければ御答弁いただきたいのです。

○議長（仲村清信君） ただいま十三番遠藤洋一議員から資料要求という形でなく、簡単な説明のできるような一覧表があれば、その提出をお願いしたいということでの発言訂正がありましたけれども、その資料の提出について答弁をしていただきたいと思えます。

○建設部長（小野光朗君） それでは、ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

まず、この算出基礎となると非常に膨大な資料がございますので、それを一つ一つ当たっていくという大分難しい設計書のようになりますので、一覧表がございますので、それを今、口頭で申し上げまして、後ほど資料として提出したいと思えます。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後二時五十九分 休憩

午後二時五十九分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（小野光朗君） どうもすみませんでした。

それでは、後ほどこの一覧表をお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。

○十八番（小野沢 久君） 工期の関係なのですが、これでいきますと平成三年の十二月二十七日、九カ月も延びる。こういうことは、いまだかつてなかったのではないかと思います。通常、工事契約を——これは委託契約ですけれども——結びますと、その工事の完成に向けて担当とそれなりに工程の打ち合わせ等をきちんとして設計管理があつて、その工程に沿った形で工事が進むように管理されているのが状況でありますけれども、されていけばこういうことは起きなかったわけでありまして、こういう結果が出てきたわけですから、今後、そういう部分のことはどういう形で取り組んでいくのか、行政担当者として、その工事の進捗状況あるいは設計管理がどうされているのかということについては、どういう形をもって取り組んでいくか。その点、お願いいたします。

○建設部長（小野光朗君）

非常に難しい御質問なのですけれども、当然JRの方から協定を結んでいるわけでございます。ただ、その協定の中身というのは、あくまでJRに委任いたしますもので、あくまでJRの資料というのは、委任した中身の資料の収集がなかなか市でとれないということがございます。そういう経過の中で、市としても建設省の方の基準とか、そういう予定表を見て当てはめていったわけでございますけれども、何といいますか、金額面ではJRの面がわかつてくるのですが、工程の種類がなかなかJRから報告が出てこないというのが実態であるわけです。防衛の方からの要求がございますので、市の方がかくどいほど要求しましたのですけれども、出てこなくて、今回新たにこういう経過の中でJRの方でもきちんとした工程表が出てまいりましたので、今後は実務担当者同士の中できちんとして、この範囲の中で絶対やるような努力をしていきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○十八番（小野沢 久君） 絶対やるようにという大変心強い答弁があったので、今度はこれは守っていただけではいかと思えます。やはり、かかり勘定、工期なしということでは困りますので、きちんとはやりそこらところ、市民が納得できるように、そして工事が長引くと近所も迷惑する割合も長くなってくるので、そこらも踏まえてきちんとしていただいようにお願いします。

○十一番（松山 清君） 大幅に工期が延びるわけなので、付近の住民の方にもう説明しているかどうかかわかりませんが、いずれにしてもおわびという形できちんとしてやらないと、これは非常にまずいことだと思ふのです。いつ終わるのか、いつ終わるのかと、私も言われているのです。大変これは困ったことなので、その点では業者と市の方もきちんとして対処されるかどうか、もうされているかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○建設部長（小野光朗君） 御指摘の点につきましては、これから鋭意努力いたしまして、関係隣接の市民の方々に、これから十分説得して納得いただけるような努力を、これからしてまいりたいと思えます。

○十一番（松山 清君） とにかく誠心誠意よく住民の方におわびして、これは業者も含めてやっていただきたいと思えます。そうしないと、本当にこれは大変なことになってしまふと思うのです。そのことだけお願い申し上げます。